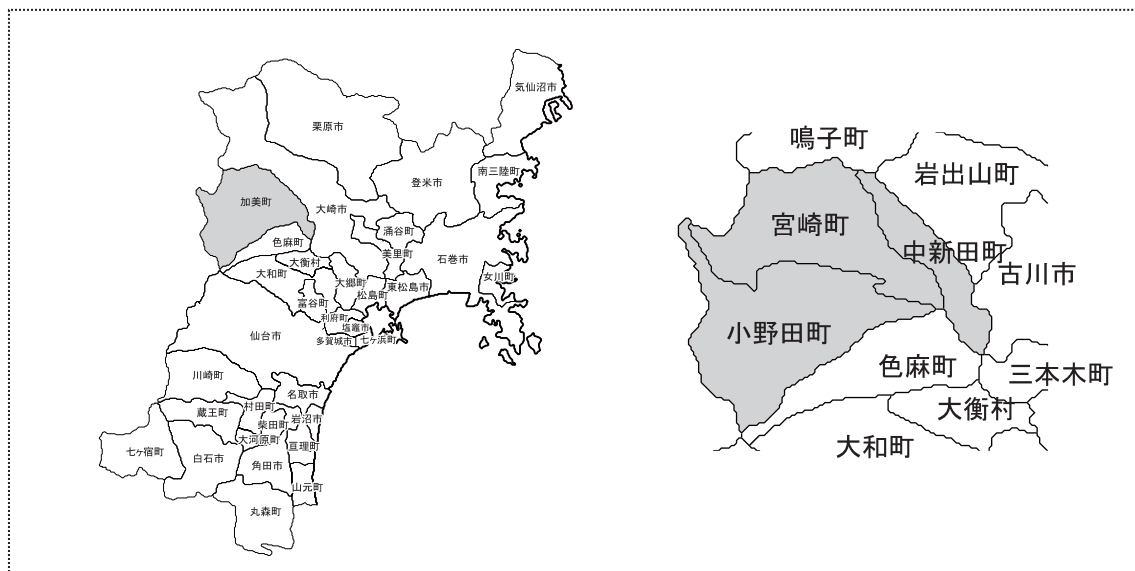


1 加美町（かみまち）



(1) 合併市町の概要

構成市町村	加美郡中新田町，同郡小野田町，同郡宮崎町	
合併期日	平成15年4月1日	
合併方式	新設合併	
事務所の位置	加美町役場	〒981-4292 加美郡加美町字西田三番5番地
	小野田支所	〒981-4392 加美郡加美町字長檀75-2
	宮崎支所	〒981-4401 加美郡加美町宮崎字屋敷一番52-4
人口（H22.3.31 住民基本台帳）	26,330人	
面積（H21.10.1 国土地理院）	460.82 km ²	
全職員数（H22.4.1 現在）	315人	
議員定数（H22.4.1 現在）	20人	

(2) 合併の概要

① 合併協議会の概要

合併協議会名	中新田町・小野田町・宮崎町合併協議会
設立年月日	平成14年11月8日
解散年月日	平成15年3月31日
開催状況	平成14年11月8日～平成15年3月7日（計8回） （加美郡四町合併協議会は平成14年2月5日～平成14年11月1日（計18回））
組織	会長：中新田町長 星 明朗 副会長：宮崎町長 斉藤 昭夫 小野田町長 古内 栄輝 委員：29人（会長，副会長を含む。）
事務局	15人体制（中新田町5人，小野田町・宮崎町各4人，県2人） ※中新田町役場内

② 主な合併協定の内容

議員の取扱い	在任特例適用（平成17年3月31日まで） ・特例定数 49人 ・条例定数 20人
庁舎の位置	旧中新田町役場
新市町名称の選定方法	事務局提案
農業委員会の取扱い	合併旧法8条に基づく在任特例適用（平成16年3月31日まで）
地方税の取扱い	・個人町民税，法人町民税，固定資産税，軽自動車税，町たばこ税，鉱産税及び特別土地保有税の税率は3町に相違ないため現行のとおりとする。 ・入湯税は小野田町の例による。 ・中新田町の一部の区域に課税されている都市計画税は合併時に廃止する。
使用料，手数料等の取扱い	・適正な料金のあり方について検討し，新町において調整する。 ・文化施設及びその他特定目的のための施設使用料は，現行のとおりとする。 ・集会施設，社会体育施設，福祉関係施設，公園その他の

	施設使用料は、当面現行のとおりとし、2年以内に可能な調整を行う。
国民健康保険事業及び介護保険事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の税率は、合併時に定める。 ・介護保険の第1号保険者の保険料は、合併時まで介護保険事業計画策定の中で調整し、統一する。
上水道事業	水道の基本料金及び超過料金は、合併時に中新田町の例により統一する。
下水道事業	下水道使用料は、合併時に統一する。
町名、字名の取扱い	町の名称は、中新田町、小野田町及び宮崎町を加美町に置き換え、字の区域及び名称は現行のとおりとする。
行政区の取扱い	行政区の区域及び名称は、現行のとおりとする。
地域審議会の設置	有（中新田、小野田、宮崎）
地方自治区の設置	無

③ 合併までの経緯

【法定協議会設置前】

加美郡4町（中新田町、色麻町、小野田町、宮崎町）は、広域行政の実績や歴史的なつながりを背景に、平成10年5月29日に4町の町長や議会議長等で構成する「加美郡町村合併研究会」を設立し、市町村合併の意義や効果等について継続的に勉強会を行うなど、早くから4町合併について検討を進めてきた。

平成13年4月1日には、研究会を任意の合併協議会である「加美郡四町合併推進協議会」（以下「任意協議会」という。）へ発展的に移行し、合併に関する講演会や研修会、ニュースレターの配布など地域住民に情報提供するといった研究会の活動を引き継ぎながら、住民座談会の開催や将来ビジョンの策定など、一歩進んだ形で活動を実施し、合併についての議論も深められてきた。

任意協議会では住民意向調査の結果を踏まえ、合併賛成が反対を上回った場合に、法定協議会へ移行することについても確認した。平成13年12月に住民意向調査を実施し、合併に肯定的な回答が過半数の54.9%となったことから、平成14年1月15日に開催された会議において、法定協議会を設置すること及び合併の目標時期を平成15年4月とすることについて合意された。

これを受け、法定協議会設置議案について、中新田町、小野田町、宮崎町の3議会では1月25日に、色麻町議会では1月28日に可決され、法定協議会の設置が正式に決定。2月1日に法定協議会である「加美郡四町合併協議会」（以下、「4町合併協議会」という。）が設置された。

【法定協議会設置後】

4町合併協議会では、平成14年4月の第4回目の会議で、合併方式については新設合併に、合併期日については平成15年4月1日に決定した。

また、新市の名称については、4月の第3回協議会で小委員会を設置し選定方法を検討の上、候補を選定することと決定。全国公募の結果を踏まえ、小委員会において「加美」、「加美富士」、「新加美」、「加美大崎」、「加美郡（ごおり）」の5候補に絞り込み、8月の第13回協議会において、協議会委員の無記名投票の結果、「加美市」とすることに決定した。

議員の取扱いについては、在任特例の適用や期間について議論があったものの、7月の第10回協議会で2年間の在任特例を適用することで合意された。

庁舎については、6月の第8回協議会で、合併後当分の間、中新田町役場を本庁舎とし、将来の本庁舎の位置や建設の是非は新市で検討することが承認され、建設計画案にもその旨盛り込まれたものの、色麻町議会から「新庁舎建設は十年間凍結するという文言を建設計画案に明記すべき」との意見が出され、協議の結果、9月に開催された第15回協議会において「新庁舎建設は行わない」という文言を計画に盛り込むことが承認され、合併に必要な48の協定項目すべてについて協議が整い、合併協定調印式を10月22日行うこととした。

しかし、色麻町議会は9月24日に、合併問題に関して色麻町民の意向を確認するための住民意向調査の実施を町長に求める決議を可決したことから、色麻町長は合併の是非についての判断材料とするため、独自の住民意向調査の実施することとし、4町合併協議会も合併調印の延期を決めた。

色麻町は10月に住民意向調査を実施したところ、「平成15年4月1日に合併すべき」が34.49%、「もっと時間をかけて検討すべき」が35.99%、「合併する必要はない」が27.00%となり、平成15年4月の合併に多くの住民から理解が得られない結果となった。

この結果を踏まえ、色麻町長は10月29日に4町合併協議会会長（中新田町長）に対し、合併時期の延期を要請するものの、11月1日の第18回協議会にて反対多数で否決。4町合併協議会は計18回の会議をもって休止された。

中新田町、小野田町、宮崎町は、改めて3町により平成15年4月の合併を目指すこととし、平成14年11月8日にそれぞれ臨時会を開き、いずれの町議会も3町による法定協議会設置議案を可決。同日付で「中新田町・小野田町・宮崎町合併協議会」（以下、「3町合併協議会」という。）を設置した。

3町合併協議会では、4町協議を下地にしながら協議を進め、11月の第2回目の協議会で合併の方式を新設合併、合併期日を平成15年4月1日、新町の事務所を中新田町役場とし、将来の位置は新町で検討とすることなどを決定した。また、12月の第3回及び第4回協議会では新町の名称を加美町とすることや議員の取扱いにつ

いて2年間の在任特例を適用することなどを決定し、12月26日の第5回協議会で合併協定書案について承認され、計48の協定項目すべてについて協議が整った。

平成15年1月8日に合併協定調印式が行われ、翌9日には3町がそれぞれ臨時会において合併関連議案が可決された。

同月10日に知事に対し廃置分合申請が提出され、2月18日に県議会において廃置分合議案を可決、県は同日付で廃置分合を決定し、総務省へ届出を行った。

そして、3月13日に官報告示され、平成15年4月1日の加美町が誕生する運びとなった。

④合併までの取組経過

年月日	事項
平成10年5月29日	色麻町を含む加美郡4町で「加美郡町村合併研究会」設置
平成13年4月1日	色麻町を含む加美郡4町で「加美郡四町合併推進協議会」(任意協議会)設置
平成13年9月10日	合併重点支援地域に指定
平成14年2月1日	色麻町を含む加美郡4町で「加美郡四町合併協議会」(法定協議会)設置
平成14年10月	色麻町の住民意向調査の結果、①平成15年4月1日に合併すべき34.49%、②もっと時間をかけて検討すべき35.99%、③合併する必要はない27.00%
平成14年10月29日	色麻町長は住民意向調査の結果をもとに、平成15年4月1日の合併期日の延期を要請
平成14年11月1日	第18回協議会で色麻町の要請が否決され、4町による法定協議会が休止
平成14年11月8日	3町議会で法定協議会設置議案を可決
同日	「中新田町・小野田町・宮崎町合併協議会」設置
平成15年1月8日	合併協定調印式
平成15年1月9日	3町議会で合併関連議案すべてを可決
平成15年1月10日	廃置分合申請
平成15年2月18日	県議会で廃置分合議案可決
同日	知事の廃置分合決定
同日	新町の職務執行者を古内栄輝小野田町長に決定
平成15年3月13日	官報告示
平成15年4月1日	加美町誕生